

令和2年3月定例

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和2年3月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和2年3月30日(月)10時00分～10時20分

2 場 所 中標津町役場庁議室

3 出席者

教育長	山田康司
委員	義盛幸規
委員	助口明
委員	南むつ子
委員	青山幸子
教育部長	木村実
教育指導監	粥川敏宏
管理課長	本間義昭
総務係長	表健一
学校教育課長	吉田憲史
指導室長	柴田達也
生涯学習課長	山宮克彦
学校給食センター長	山根亮一
農業高校事務長	吉川裕二
書記	林喜美子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第10号 令和2年度 校長・教頭人事内申について

議案第11号 令和2年度 一般教職員人事内申について

議案第12号 令和2年度 北海道中標津農業高等学校人事内申について

議案第13号 令和2年度 教育委員会職員の人事異動について

- 議案第14号 中標津町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第16号 中標津町教育委員会嘱託職員の設置等に関する要綱の廃止について

【開 会】

○山田教育長

おはようございます。ただいまから3月の定例教育委員会を開催いたします。

本日の議題です。議案第10号令和2年度校長・教頭人事内申について、議案第11号令和2年度一般教職員人事内申について、議案第12号令和2年度北海道中標津農業高等学校人事内申について、議案第13号令和2年度教育委員会職員の人事異動について、議案第14号中標津町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、議案第15号中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案第16号中標津町教育委員会嘱託職員の設置等に関する要綱の廃止についてです。

本日は全員出席ですので会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と助口委員です。よろしくお願い致します。

本日の議案第10号から第12号は、教育機関の職員及び県費負担教職員たる町立学校職員の人事に関する事項であり、中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号及び第2号の規定により、また、議案第13号は、事務局及び教育機関の職員の人事に関する事項であり、同規則第10条第1項第1号の規定により公開しないことにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員から「はい」の声あり)

○山田教育長

それでは、議案第10号から第13号は、公開しないこととします。

それでは議事に入ります。

【議 事】

◎議案第 10 号 令和 2 年度 校長・教頭人事内申について

◎議案第 11 号 令和 2 年度 一般教職員人事内申について

非公開

◎議案第 12 号 令和 2 年度 北海道中標津農業高等学校人事内申について

非公開

◎議案第 13 号 令和 2 年度 教育委員会職員の人事異動について

非公開

◎議案第 14 号 中標津町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

○山田教育長

続きまして議案第 14 号、お願いします。

○学校教育課長

議案第 14 号中標津町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。22 ページをお開き下さい。

今回の改正ですが、1 月の会議でもご報告させていただきました計根別幼稚園の満 3 歳児受入に伴う改正でございます。これまで 3 歳となった次の年度の 4 月から受入としておりましたが、3 歳になった時点での受入を可能とするための改正になります。

改正内容ですが、改正前の第 2 条と別表にあります入園資格覧に記載の年度途中で満 3 歳になったものを除く、の文言を削除いたします。

これによりまして地域要望のあった満 3 歳児の受入に対応できることとなり、現在そのための人員体制も整えつつありますので、受入に向けた各種準備が整い次第、来年度のできるだけ早い時期に受入を開始したいと考えております。以上でございます。

○山田教育長

議案第 14 号について説明がありました。何かご質問等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

よろしいですか。それでは議案第 14 号については可決されました。

◎議案第 15 号 中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

○山田教育長

続きまして議案第 15 号、お願いします。

○学校教育課長

議案第 15 号、別冊になってございますが、中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明いたします。

新旧対照表で説明させていただきたいと思いますので、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。まずこちらの要綱ですが小中学校に配置しております支援員についてですが、今年度までは嘱託職員として任用となっておりますが、来年度から会計年度任用職員に移行することに伴う改正となります。

改正内容としましては、これまで支援員配置の趣旨や手続き、報酬や休暇など支援員任用にかかる全ての項目が規定されておりましたが、今後は報酬や休暇など勤務条件にかかる部分は町の会計年度任用職員にかかる条例規則で規定されることとなります。そのため勤務条件にかかわる部分は削除し、支援員配置の趣旨や手続きに関する規定を残すための改正を行うものです。

まず改正前の第 1 条の下線部ですけれども、勤務条件等の文言を削除しまして、併せて以下 30 条までのうち勤務条件にかかわる条文を削除しております。

次に追加条文ですが、改正後の第 2 条の部分にありますように、第 2 条を追加しまして、支援員は地方公務員法に規定する会計年度任用職員であることをここで規定しております。

次の 2 ページになりますが、改正前 8 条の部分になります。報酬や手当に関する条例が変更になったことから、中標津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによるということで、新しい町が規定する条例に基づいて対応する旨をここで規定しております。

10 ページをお開き下さい。改正前 31 条の部分になりますが改正後は 8 条としまして、その他必要な事項は教育委員会が別に定める旨をここで規定しております。

それから様式ですけれども、改正前の別記第 1 号様式については、勤務条件にかかわる部分ですので削除いたしまして、12 ページにございます、段がずれておりますが、改正前の第 2 条様式を改正後の 1 号様式に様式番号を改めております。

次に 13 ページになりますが別表第 1、こちらは通勤手当の部分になりますので表を削除しております。

改正部分については以上になりますが、改正要綱は交付の日から施行しまして令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとなっております。以上でございます。

○山田教育長

議案第 15 号について説明がありました。何かご質問等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

よろしいですか。それでは議案第 15 号については可決されました。

◎議案第 16 号 中標津町教育委員会嘱託職員の設置等に関する要綱の廃止について

○山田教育長

続きまして議案第 16 号、お願いします。

○学校教育課長

こちらにも別冊の資料をご覧ください。議案第 16 号中標津町教育委員会嘱託職員の設置等に関する要綱の廃止についてでございます。

こちらにつきましても会計年度任用職員への移行に伴う改正となります。この要綱はこれまで教育指導監、教育相談センター相談員の勤務条件に関する規定となっていましたけれども、先ほどもご説明したとおり、町が新たに制定します条例、規則に移行となりますので全文について廃止するものとなっております。こちらにも令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上です。

○山田教育長

議案第 16 号について説明がありました。何かご質問等ございますか。

(「ありません」と発言する者あり)

よろしいですか。それでは議案第 16 号については可決されました。

以上で議事を終了いたします。